

会費徴収規定

平成6年4月1日改定

会費の額は次の通りとする。

1. 一般会員の会費の年額は、労災保険の前々年度の確定保険料に1000分の5を乗じた額とする。
但し、前項による会費の年額が20,000円に満たない場合には20,000円とし、250,000円を超える場合には、250,000円とする。
2. 保険料納付の実績の無い会員についての会費の年額は20,000円とする。
3. 団体会員・賛助会員の会費の年額は別に定める。
4. 支部管内に、本社、支店、営業所、出張所がなく、現場のみがある事業主が会員となったときの会費の額は、当該年度又は、当該工事の概算保険料につき1号に定める基準により算出した額とする。

建設業労働災害防止協会宮城県支部

※ 補則

JVの現場については、比率で算出するか、
又はメインの現場のみ全額負担とするかの何れかを選択